

議案第25号 水道法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

【趣 旨】水道法の一部を改正する法律の施行により、厚生労働大臣所管事務が国土交通大臣及び環境大臣に移管されることに伴い、関係条例の一部を改正する。

【内 容】

1. 三田市水道事業給水条例の一部を次のように改正する。

第39条第2項中

「厚生労働省令」とあるを、

「国土交通省令」に改める。

2. 三田市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第6号中

「厚生労働大臣」とあるを、

「国土交通大臣及び環境大臣」に改める。

【施行期日】令和6年4月1日（水道法の一部を改正する法律の施行の日）

【予算措置】該当なし

【そ の 他】（経過措置）

この条例の施行の際現に改正前の三田市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例第4条第6号の規定により水道技術管理者の資格を有する者については、改正後の三田市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例第4条第6号の規定により水道技術管理者の資格を有する者とみなす。